

笛吹市国民健康保険通信

「みんなの国保を守るために」

国保のお金はこのように使われています

平成28年度笛吹市国民健康保険特別会計決算から



国民健康保険（以下「国保」）は、

加入者皆さんの国保税と国や県などからの補助金・交付金、市からの繰入金などで運営されています。平成28年度笛吹市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の内訳は、左のグラフのとおりです。皆さんの納める国保税は、医療費の支払いに充てられる大切な財源です。一人ひとりがきちんと納めることによって成り立っています。また、国保税負担を増やさないためには年々増え続ける医療費の削減が重要です。病院のかかり方を見直したり、大きな病気にかからないようにす

るなど、積極的に予防を心がける必要があります。国保の健全運営のために、皆さん一人ひとりのご協力をお願いします。

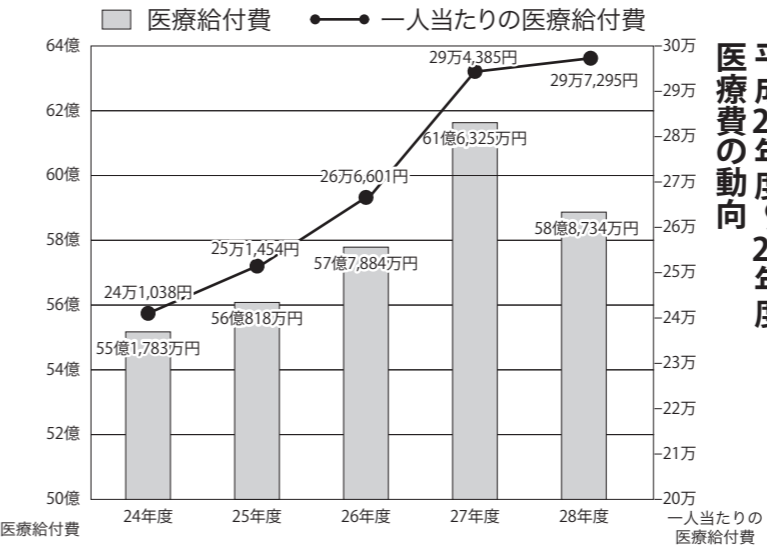
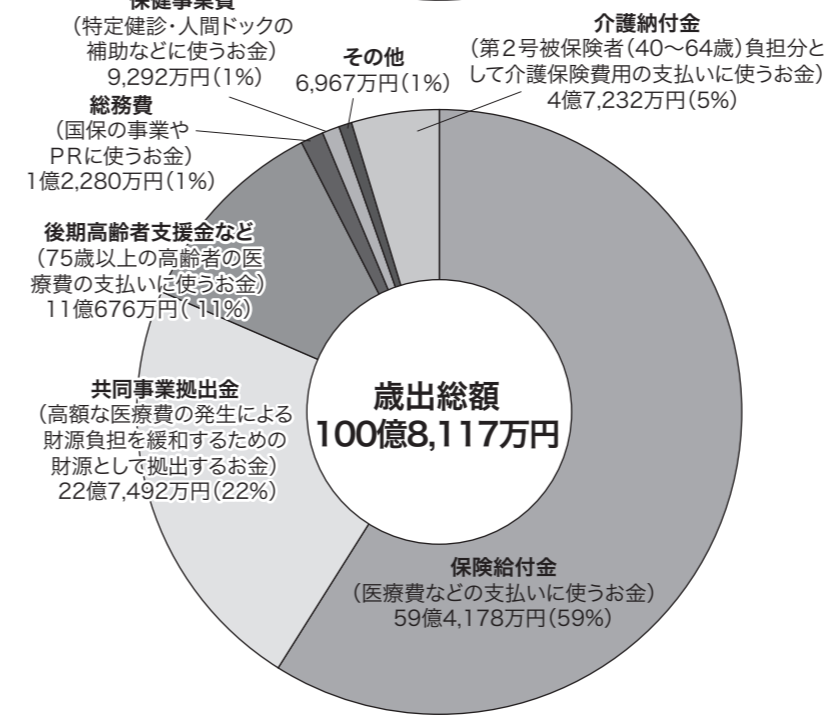
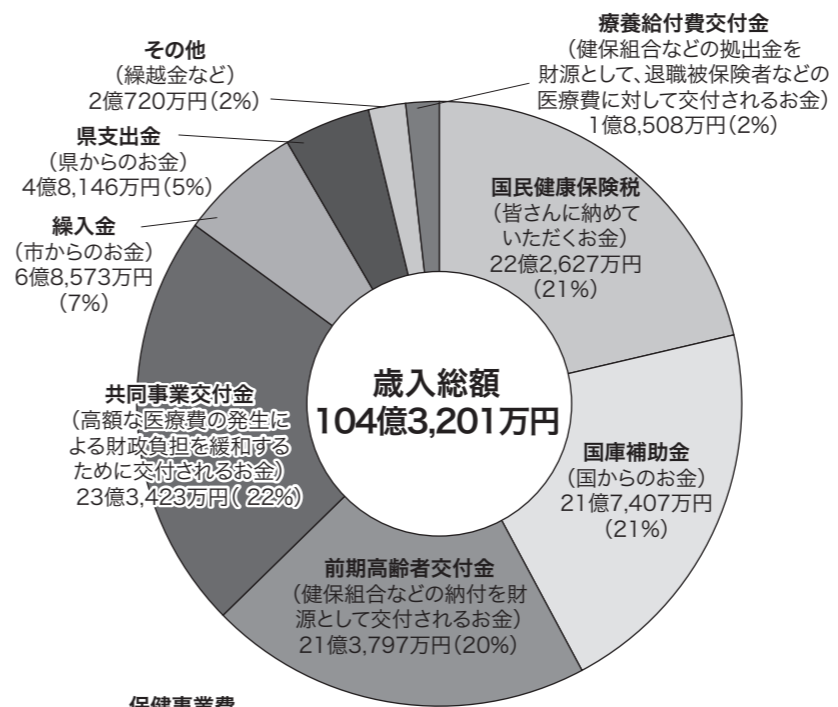
平成24年度から28年度 医療給付費の動向(国保会計からの支払分の状況)

医療給付費の支払い状況を見ると、平成28年度は58億8734万円になり、平成27年度と比較すると、2億7591万円減となっていますが、一人当たりの医療給付費は2910円増えている計算になります。また、平成24年度と平成28年度を比較すると一人当たりの医療給付費は5万6257円と大幅に増えていることが分かります。早期発見・早期治療が医療費の削減にもつながりますので、日頃から市で行っている特定健診や、がん検診を受け重症化しないよう心がけましょう。



平成28年度 国民健康保険特別会計決算状況

歳入 104億3,201万円 歳出 100億8,117万円 繰越金 3億5,084万円



医療療養病床に入院している65歳以上の皆さんへ

平成29年10月1日から医療療養病床（自宅療養が難しく、医療処置が必要な慢性的な疾患の方の入院場所）入院中の光熱水費の負担額が次の表のとおりに変更になります。

この見直しは介護保険施設に入所している方には現在すでに1日370円の光熱水費を負担してい

ただいていることを踏まえたものですが、指定難病の方・老齢福祉年金受給者については負担額の変更はありません。 ※65歳未満の方や、一般病床および精神病床に入院している方は対象外となります。

■問合せ先
国民健康保険課 国保総務担当
☎055(262)4111

医療療養病床に入院している65歳以上の方	現在 (平成29年9月30日まで)	平成29年10月1日～
・医療の必要性の低い方 (医療区分Ⅰの方)	320円	370円
・医療の必要性の高い方 (医療区分Ⅱ、Ⅲの方で、指定難病でない方)	0円	200円
・指定難病の方 ・老齢福祉年金受給者 ・境界層該当者 ※1	0円	0円

※1 介護保険法施行令および介護保険法施行規則内の条項で掲げる規定に該当する要保護者

